

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

点検だけのつもりが高額請求に? 分電盤などの「点検商法」に注意!

「分電盤の無料点検をする」と突然来訪した事業者に、点検後「漏電して火事になるかも」と言われ、不安になり20万円の工事を契約してしまった。高額なので解約したい。

(相談者：80歳代女性)

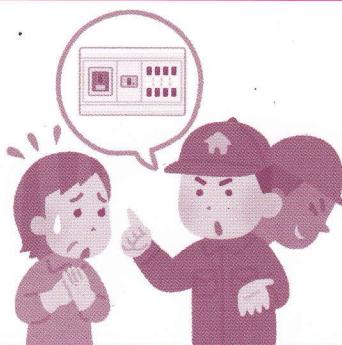
分電盤や給湯器などの点検と称して電話や訪問をして「すぐに交換しないと危険」などと言って、不安をあおり契約させる点検商法の相談が増加しています。

「無料」や「定期」の点検と言われても、その場ですぐに承諾せず家族などに相談し、慎重に判断しましょう。



トラブル防止のポイント

- ✓ 突然訪問してきた点検は、イタ一松越しに断る！
- ✓ 不安をあおられても、その場で契約しない！
- ✓ 断っても帰らない場合は警察に通報！



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年12月5日(金) 14:00～16:00 相続を「争続」にしないために〈予約制〉 神奈川区役所大会議室

令和7年12月12日(金) 13:30～15:30 インターネット被害にあわないために 泉区役所4ABC会議室



横浜市消費生活総合センター 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00)
(土・日 9:00～16:45)